

子ども・子育て会議 基本指針まとまる ～ 国「子ども・子育て会議(第5回)」(7月26日)の開催について ～

◇ 子ども・子育て会議(第5回)が7月26日開催され、基本指針がとりまとめられました。以降来月8月上旬には、自治体に通知をされる予定です。当日の議事内容を下記にご紹介いたします。

議事内容

- (1) 基本指針について
- (2) 保育の必要性の認定について
- (3) 確認制度について
- (4) その他

・最初に事務局より、委員の出欠、代理出席について報告があり、無藤会長の進行により議題に沿って進められました。

《傍聴概要》※以下敬称略

(1) 基本指針について

・座長より基本指針について本日の協議によりとりまとめていきたい旨述べられ、「基本指針について」関連資料1-1～2、資料1-3 調査票のイメージ、資料1-3 別添「市町村子ども・子育て支援事業計画」の作成時の利用希望などの把握について」について事務局より説明が行われ、協議に入りました。当連盟の橘原委員から下記について述べられました。

(橘原委員) 調査票について P4、P8、P10 について項目の構成順を手直しして頂いたことは評価したい。量の多さは気になるが、はじめにととても丁寧に説明を書きこんで頂いたことは必要な点である。

(以下は、各委員意見の概要)

- 基本指針中、「(一)仕事と生活の調和の実現のため・・・」には「経済団体」を加えて欲しい。「仕事と生活の調和の好事例」については「働き方の見直しや子育て支援の取り組み」とするのが望ましい。
- 本日座長より本日中に基本指針を策定する点自治体として有り難く思う。基本指針「第一子ども・子育て支援の意義に関する事項」に「全ての子どもに対し、身近な地域において、・・・支援を可能な限り講じる」「一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である。」とした点等評価したい。一方、次世代法で定められてきた企業への行動計画について、以降引き継がれるのか気になる。調査票のイメージについてはわかりやすくまとめられたことは評価したい。
- 基本指針 P9 「子ども・子育て支援制度」というと定義されているので調査票も併せた方がよい。
- 調査票項目中についてもっとポジティブな意味でフルタイムを選択したことが回答できる項目の表現にして頂きたい。
- 知事会としても全国自治体の実情に応じて柔軟な内容にして頂き感謝している。引き続き財源の確保をぜひお願いしたい。
- 調査票について、自治体にとって必要な部分について設け、その上で自由に裁量できる部分を創って頂いたことを感謝したい。調査票に保護者相互も参画をして連携して協力していく存在である旨を表現して頂きたい。
- 自己肯定感子どもだけでなく、親にとっても必要なことであり、そうした点に触れて頂いたこと

は評価したい。

- よくまとめて頂いて感謝する。その上で、就労か子育てかということだけでなく基本指針に子育てに専念するために家庭に入る旨の観点も入れて頂きたい。保育を必要としない子どもは一人もいないという視点で「家庭で子育てをすることが困難な」とした表現を加えて頂きたい。
 - まず基本指針については大変良いものができたと感謝している。用語について、小学校就学前の子どもと一緒に過ごせ一緒に学べる子育ての地域の拠点としてのもう少し平易に一般にわかりやすく表現して頂きたい。
 - 指針が素晴らしい文書で感謝している。ニーズ調査について、利用されていない実態等が、つかめるように別途ヒアリングやグループインタビューをできるようにしてほしい。
 - 指針を評価したい。その上で企業の働き方の見直しをより一層位置づけて頂きたい。自治体関係者、国民全体にまだ十分に新制度が周知徹底されていないのでより丁寧に伝えて頂きたい。もし消費税の10%の引き上げが後ろにずれた場合はどうなるのか等について伺いたい。
 - 一項目ないし二項目アウトカム項目を設けて5年間なりの期間を経たのち、同様の項目で評価が見えるようにして頂きたい。
 - 子ども・子育て支援法に基づく指針は本当に根気よく様々な意見をとりまとめてきたことは評価したい。とくに障害児に対する施策の書き込みが多く入れて頂いたことを評価したい。
- (事務局)基本指針の法的位置づけについては、第六十条等で一定の法的位置づけを持つものである。ヒアリング等については、基本指針上はそれ以外の方法も考えられる点は記載した上で自治体に向けた説明会で説明していきたい。調査票はあくまでイメージであるので自治体で活用して頂くものである。
- (事務局)子ども・子育て支援制度については10%の日がずれれば後ろ半年と定められているが、但し10%時期をずらすには消費税法の附則により時期が定められているためもう一度法律を出し直す必要があり、その際に関連する各法の見直しも必要になる構造である。
- ・無藤会長より基本指針については本日の議論でとりまとめ、後は座長、座長代理に一任することが提案され全会一致で承認された。
- (事務局)子ども・子育て支援法に基づいて法令上は内閣総理大臣による告知という手続きになるので年末以降になるが、実務は先に進めていく必要があるので8月の自治体説明会の日程等併せて周知していきたい。

(2) 保育の必要性の認定について (3) 確認制度について

- ・事務局より資料2「保育の必要性の認定について」「資料3 確認制度について」の説明が行われ協議が続けられました。当連盟の橋原委員から下記について述べられました。

(橋原委員)前回の子ども・子育て会議(第4回)資料2「保育の必要性の認定について」(H25.7.5)の「2.「区分」「保育必要量」について」(2)論点③現行制度との関係をどう整理していくかについて、「長時間」「短時間」の設定とそれに伴う保育利用料の単価等の検討は、今後の予定になると承知している。また、現段階で、保育認定の仕組みも詰めていかなければ事業計画の策定を含めて地方自治体の準備に支障を来し、逆に公定価格の議論にも入っていけないと理解される。その上で、仮に「短時間」の認定が増加することが、施設運営に支障を来すような制度を構築すべきではないと考えることは指摘しておきたい。なお、参議院での附帯決議の5項目にある「短時間」の認定が施設運営に支障を来さないようにすべきという趣旨のもとに、今後、公定価格を議論する際には検討される必要があることも念のため申し添えたい。

(以下は、各委員意見の概要)

- 一点目は、地方裁量型認定こども園について今後どのように整理していくのかいずれの機会かに考えて頂きたい。二点目は現行の分園と小規模保育事業の整理が必要なのではないか。認定こども園の子育て支援と、保育所、NPO法人等で行われている地域子育て支援についてどのように考えていく必要があるのか整理が必要。なお、調査票上、認定こども園の説明が足りないのではないかとこの点についてはしょうがない部分もあるが最低限4種類のこども園がある点等少し丁寧に記載をし

ていく必要があるのではないか。手上げ方式の意味について、各施設が今後どのように経営を考えていく必要があるかという視点なので、今回のご説明は有り難いと思った。

- 名称を変更してもなお、保育時間の区分についての理解が難しい。規定をしている短時間について具体的には後程お教え頂きたい。様々なパートタイム労働に保育は対応しなければならないのが大前提になるが、そこで区分を設ける意味が理解できない。
- 情報公開の記述について現時点で事務局のお考えをお伺いしたい。
- 保育の必要性について、子どもの権利を線引きするべきではないが、1号認定の子どもは、家庭において必要な保育を受けている子どもであり、保育の必要性のない子どもではない。このしくみでは1、2、3号認定を受けた子どものみが公的補助を受けられるわけであり、家庭で子どもを保育する子どもについては、少なくとも児童手当を上乗せする等運用でも格差ができるだけ埋められるようにして頂きたい。施設で行う保育は児童福祉事業なのかサービス事業なのか、そろそろはっきりさせる必要がある。
- 個々の自治体によって運営が異なる等のみとも想定されるため国の方からある一定の方針を示して頂きたい。また、DV等への緊急対応も想定したものにして頂きたい。
- とくに同居はしていないが、介護に時間を割いている対象者にも目配りをすることは現実的であるし大事であると考え。求職活動も含めて広げていくことが新制度の眼目であるのなら、認定をさせて頂く立場としては一定の区分が求められるし、その際施設の保育の必要性については一定の区分は必要になる。長時間ではなく標準という表記ではいかがかとした以前申し上げたことはあるが、少なくともそうした表現の方が中立的ではないか。時間については、とくに下限について現行48時間を仮に64時間認定にすることは利用制限に繋がることになり、入所要件が緩和になる立場から考えるとどちらかで区分するのか自治体により選択するのか、公定価格で区分するのかについては難しい課題である。確認制度の情報公表の取扱いについてあるが、方向性としてはできる限り公表していくことが求められている。
- 保育の場合は訪問、在宅、居宅もあるので「施設」に区切るのは不適切。情報公表については、基礎自治体が公表し都道府県が検証することは重要であり、手段についてはインターネットで行う等をお願いしたい。自治体がすべてをチェックすることは不可能であり、利用者がチェックすることができるようにして頂きたい。さらに、方法もある園はPDF、ある施設はHTML形式等ではなくフォーマットを統一して集計がしやすい二次利用がしやすいようにして頂きたい。
- 事後チェックをどのようにしていくかがとても重要になっている。
- 基本的には現行制度がベースになるので現場が混乱しない観点が必要。就労以外については、様々な事由が考えられるので、ある程度市町村の認定に幅を持たせる必要がある。確認制度の情報公表について都道府県知事に報告することは当然であるが、その上で公表の義務をかけることも必要なのではないか。

(事務局) 地方裁量型については現行どおりであるが、支援制度の中で公定価格等の議論の中で整理をしていく必要があるのではないか。分園制度は小規模保育がない中で、保育の需要に对应していく一つの制度であるが、当面は分園がなくなるということではないと思うが実態をみながら判断をしていく必要がある。区分を設けることのメリット・デメリットについては、保育の必要量ということを書いていますが非常に連続性のあるものについて現場での対応も難しくなるということで大きくりに区分で考えていくという経緯でもあるのであらためて整理をしてお示ししていきたい。

用語については、次回以降表記については提示していきたい。情報公表の規模については、どこまで求めていくか今後の議論でお願いしたい。保育の必要性については現場での裁量を求めることは当然一定必要であろうと思うが、現状の保育の必要度の一定の線引きは必要であると考え。

(4) その他:地方版子ども・子育て会議の設置について

- ・事務局より資料4「地方版子ども・子育て会議の設置状況について」に基づいて説明がなされました。岡本内閣府審議官より基本指針とりまとめについて、挨拶がなされ閉会しました。

次回日程について、8月29日(木)子ども・子育て会議基準検討部会(第4回)13時~16時、

また9月13日（金）子ども・子育て会議（第6回）9時30分～12時に予定をしたい旨事務局より説明がなされました。

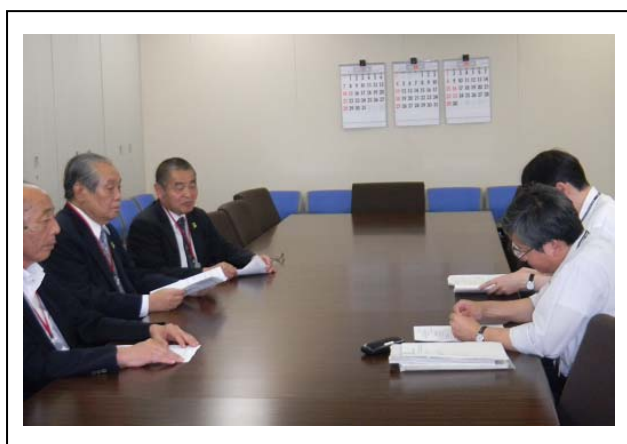
※ なお下記の内閣府サイトより資料の入手及び動画を視聴することができます。
内閣府 > 少子化対策トップ > 子ども・子育て支援新制度について > 子ども・子育て会議
http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html

全私保連予算・制度要望を保育課に提出 ～ 予対委員長より趣旨説明と要望が行われる ～

◇ 先般7月17日に開かれた第1回予算対策委員会において、とりまとめられた全私保連「平成26年度保育関係予算並びに制度に向けた要望重点事項」について、7月25日に保育課と懇談をし、近藤会長と小林予対委員長、橘原副会長より、橋本保育課長に提出し、趣旨等についての説明と要望を行いました。保育課長より待機児童解消加速化プランで前倒しをして実施するものや新制度に併せて行っていくもの等の中で、保育現場の質の向上に引き続き努力していきたい旨述べられ、相互の連携協力について意見交換がなされました。

村木 厚生労働省事務次官を表敬訪問 ～ 近藤会長、役員が挨拶 ～

◇この度着任された村木厚子 厚生労働省事務次官に、7月25日、全私保連近藤会長、小林副会長・予対委員長、橘原副会長が表敬訪問を行いました。会長よりあらためて挨拶が行われ、しばし懇談が行われ、将来に向けた保育・子育て支援のより一層の推進に向けて協力し合うこと等が話されました。



平成26年度に向けた予算・制度要望を保育課長に説明

村木事務次官と会長、役員懇談



* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAXを停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp